

北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業の注意事項

(1) 雪寄せ場の使用について

- 使用時の管理は自治会等で責任をもって実施してください。
- トラブル防止のため土地所有者と自治会等は十分に話し合い、事前に取り決めをしてください。
 - ・ 雪寄せ場使用時の作業方法等
 - ・ 敷地内での物損事故等
 - ・ 契約終了後の清掃
 - ・ 契約終了後に雪が残った場合の処理等
- 市は雪寄せ場での事故、トラブルの解決には一切関与しません。

(2) 固定資産税の減免について

- 減免の対象期間は3月31日迄です。このため雪解けを考慮して使用貸借期間を延長した場合でも減免期間の延長はしません。
(課税期間が4月1日から始まる年度分となっているため)
- 申請後、土地所有者等が変更になった場合は、速やかに税務課へ申出てください。